### 最高裁判決について

2 0 1 8 年 2 月 2 6 日 弁護士佐藤真理

1 最高裁平成29年判決

## 放送法に基づくNHKに関する制度の概要

NHKは、放送法により設立された法人であり(放送法16条)、「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(中略)を行うことなどを目的としている」。

NHKの財政基盤を重視した上記の最高裁判決に対し、マスコミは概ね理解を示しつつ、NHKの現状については、次に引用するとおり、厳しい批判や注文を行っている。

## 2 最高裁判決に関する新聞各紙の報道と評価

- (1)新聞各紙
  - 朝日新聞

「問題は、判決が説く『公共放送のあるべき姿』と現実との、 大きな隔たりである。」

『政治との距離』を問題視するなど公共放送としての在り方を 問う声は根強い。

• 毎日新聞

「公共放送は、国の言い分を伝えるのでなく、多くの角度から論 点を明らかにするなど、多様性の確保が期待されているのであ る。」

「NHKは予算基盤の保障と引き換えに重い宿題を課せられた。」

• 読売新聞

「最高裁判決を契機に、公共放送としての在り方を虚心坦懐に見直 してもらいたい。」

- (2) 原告らが、注目するのは、新聞各紙がNHKの責任、責務を強調 していることである。有識者からも同様の指摘がなされている。
  - ① 醍醐聰東大名誉教授は、「<u>受信料で制作する番組が国民の知る</u> 権利を充足する内容となっているかどうかを不断に**検証する責務** を負わされる」と指摘。
  - ② 上村達男早大教授(元NHK経営委員長代行)は、「<u>判決の指摘にふさわしい存在であるか、NHKは今後も証明していかなければならない</u>。」と指摘。
- (3)最高裁判決が、放送受信契約の成立には、視聴者・国民とNHK

との合意が必要と判示し、被告NHKが本件訴訟訴でも主張している「特殊な負担金」論を否定したことは、重要である。

国民は、受信料を負担する債務を負う一方、NHKは、「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送する義務を負担している。即ち、放送受信契約は継続的な「有償双務契約」なのである。

問題は、視聴者・国民が負担する受信料に見合う、NHKの放送の中身なのである。

最高裁判決は、「受信契約の成立には(NHKと視聴者)双方の「意思表示の合致」、即ち「合意」が必要としながらも、遺憾ながらNHKが提供する放送の中身までは踏み込んでいない。

原告は、本訴に於いて、NHKはニュース報道番組に於いて、放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守して放送することが、原告らの受信料支払義務に対応するNHKの義務であると主張しているのである。

かかる請求(他に損害賠償も請求)を掲げている訴訟は**全国で初めて**であり、本件訴訟は、国民の知る権利と民主主義の発達に寄与する公共放送の在り方を正面から問う**歴史的な裁判**である。

# 3 放送法 4 条及び国内番組基準に違反する放送は憲法 2 9 条に違反 する。

#### (1) 放送受信契約締結強制が許容されうる根拠

放送法が規定する受信料制度は、NHKの放送を受信することのできる受信設備を設置した者に強制的に放送受信契約締結義務を負わせるものであり、これは、「契約締結の自由という私法の大原則の例外であり、また、締結義務者に受信料の支払という経済的負担をもたらすものである」(鬼丸裁判官の補足意見)から、憲法29条を制約するものであることは明白である。

にもかかわらず、受信料制度が正当化されるのは、公共放送と民間放送という2系列の放送事業システムの下で、前者を担うNHKを「民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体」として、その独立性、中立性、公共性を確保することが、「国民の知る権利を実質的に充足する」という放送法の目的にかなう合理性を有するからである。このように、放送法の目的にかなう合理性を有する場合に限り、契約締結を強制される視聴者の財産権や契約の自由の公共の福祉による制約として許容されうるのである。

(2) NHKは視聴者・国民に対し、独立性、中立性、公共性を欠い た内容の放送をしない義務を負う。

「契約締結の自由という私法の大原則の例外であり、また、締結義務者に受信料の支払という経済的負担をもたらす」受信料制度が正当化されるのは、NHKの独立性、中立性、公共性を確保する制度として合理性が認められるからである。

とすれば、NHKは、受信契約の締結を強制され受信料の支払い義務を負う視聴者に対し、受信料制度を正当化しえないような独立性、中立性、公共性を欠いた内容の番組を放送しない契約上の義務を信義則上(民法1条2項)負っていると解すべきである。

(3) NHKは視聴者に対し、放送法4条及び国内番組基準を遵守した内容の報道を行う義務を負う

放送法4条1項が、「放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならないとして、「①公安及び善良な風俗を害しないこと。②政治的に公平であること。③報道は事実をまげないですること。④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と規定し、NHKが策定した国内番組基準が、同様の規定を置いている。

放送法4条1項及びNHK自ら策定した国内番組基準は、NH Kの放送する番組内容が、独立性、中立性、公共性を欠くか否か を判断する基準を具体化したものというべきである。

したがって、NHKは受信契約を締結した視聴者に対し、放送法に基づいて要請される公共放送を担う事業者の職責として、その独立性、中立性、公共性を確保すること、具体的には、同法4条1項各号及び同法に基づいてNHKが策定した国内番組基準を遵守した内容の放送を行う義務を負う。

NHKが放送法4条や国内番組基準に違反する内容の報道番組を放送し、もはやNHKの独立性、中立性、公共性を喪失ないし危殆に瀕するに至らしめているのか否か、その最終的判断は、少数者の人権保障の砦である裁判所に委ねるのが相当である。

(4) 原告は、NHKが放送法第4条1項各号及び国内番組基準を遵守する義務があることを、放送受信規約(甲4)や放送受信契約書(甲45)などに基づいて詳細に主張してきた(原告準備書面(六)第3)。

今回の最高裁判決に関する神戸新聞の評論(甲70)をもとに以

下、補充する。

共同新聞編集委員の原真氏は「核心評論」と題する評論に於いて、「放送法に罰則がないのはなぜか」と問題提起をして論を展開している。即ち、「<u>放送法に罰則がないのはなぜか。</u>受信料を集めるには多くの視聴者から支持されなければならず、『NHKに対し、放送を通じて不断に国民の要望、期待にこたえるような経営努力を促す』(1987年の郵政省懇談会報告書)からだ。

逆に、罰則の脅しで強制的に受信料を徴収できるようにすれば、 NHKがそれに甘え、良質な番組を作らなくなってしまうかもしれない。

視聴者は受信料でNHKを支えているのに、放送法上、国会によるNHK予算の承認といった間接的手続でしか運営に関与できない。そこで、視聴者の直接的な異議申し立てである不払いの余地を残すことで、NHKの健全性を保とうという制度だと考えられる。

例えば、NHKが政府の意向に沿うような偏向番組ばかり放送するようになっても、視聴者が受信料不払いで意思表示することは許されないのか。今回の最高裁判決によって、視聴者が不払いという 『最後の抵抗手段』を失うのだとしたら、行き過ぎだろう。」

原真氏の評論は、本件訴訟における原告らの主張と相通じるものがある。

## 4 NHKに対し、誠実な応訴を求める。

最高裁判決を受けて、NHKが未払い受信料の取り立て方針を強化するのではないかと懸念する声が広がっている。

NHKの行動指針では、「視聴者のみなさまの信頼を大切にします。」として、「お問い合わせには、迅速、ていねいに答えます。ご意見、ご要望は真摯に受け止め、番組制作や事業活動に生かします。」などと記載されている(甲80の2頁以下)。

原告らは、まさにNHKにとって「視聴者のみなさま」のはずである。しかるに、本件訴訟に於いて、NHK代理人は、原告側の求釈明に応じようとせず、簡単な認否だけで、詳細な主張や反論を避け、原告らに誠実に向き合おうとの態度が全く認められないのは、はなはだ遺憾である。

最高裁判決を機会に、被告NHK側が、従来の応訴態度を改めて 誠実な対応を取られるよう、強く申し入れる。 以上